

歯科技工士に関する制度推進議員連盟 のこれまでの取組み

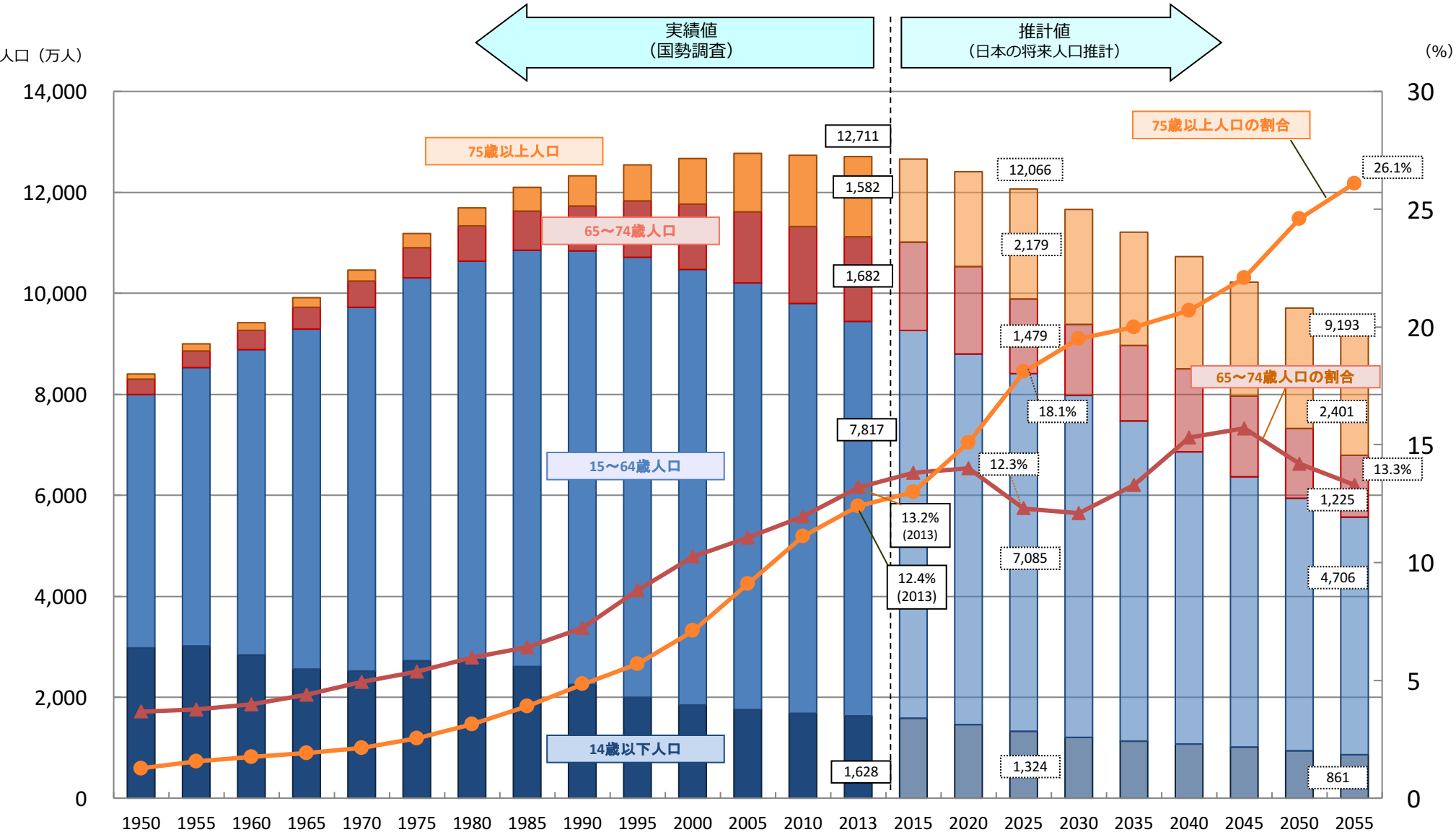
平成29年7月1日

厚生労働副大臣 衆議院議員
橋本 岳

歯科医療を取り巻く状況について

今後の年齢階級別人口の推計

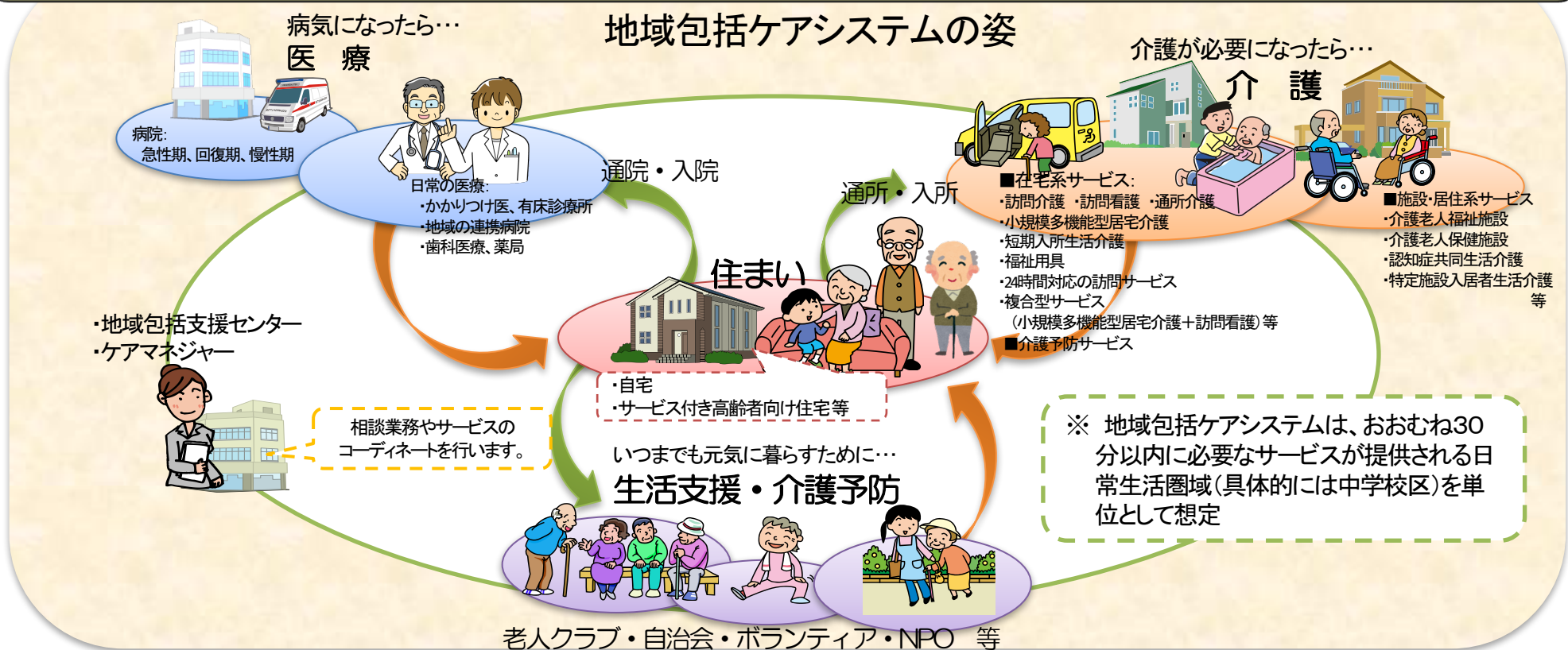
○ 今後、日本の総人口が減少に転じていくなか、高齢者（特に75歳以上の高齢者）の占める割合は増加していくことが想定される。



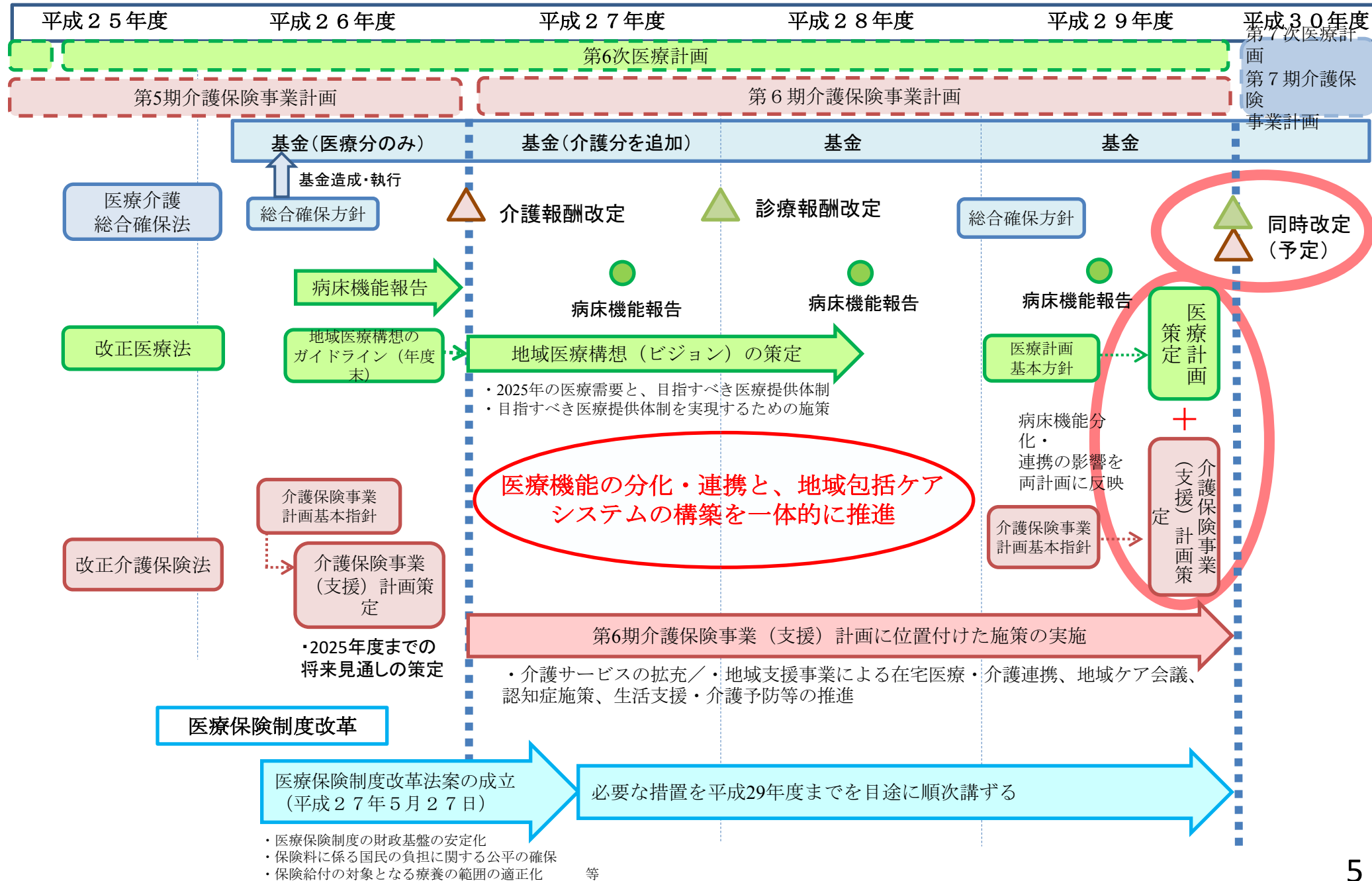
資料：2010年までは総務省統計局「国勢調査」、2013年は総務省統計局「人口推計(平成26年6月1日確定値)」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計) 中位推計」

地域包括ケアシステムの構築について

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



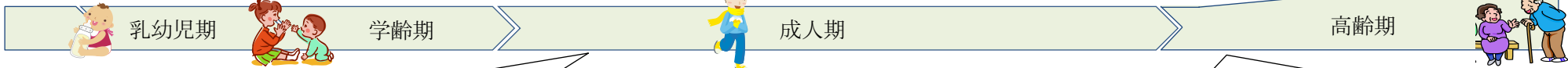
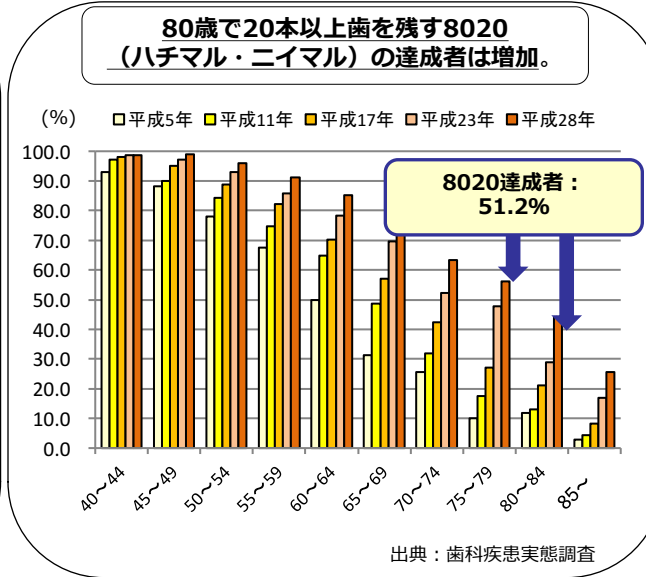
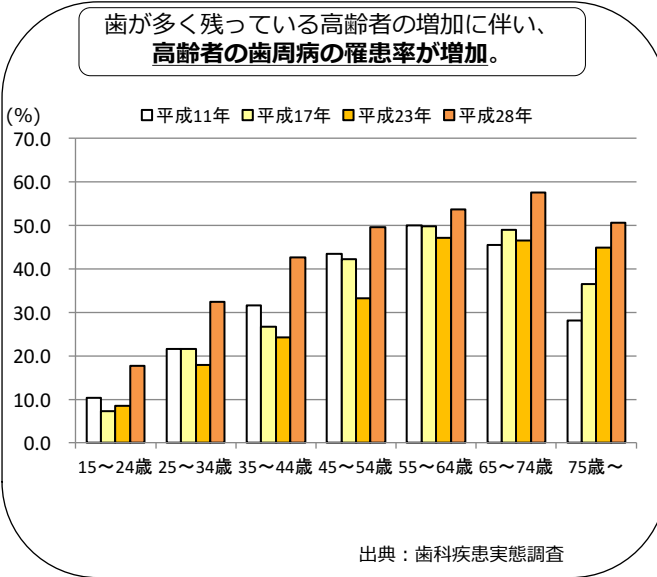
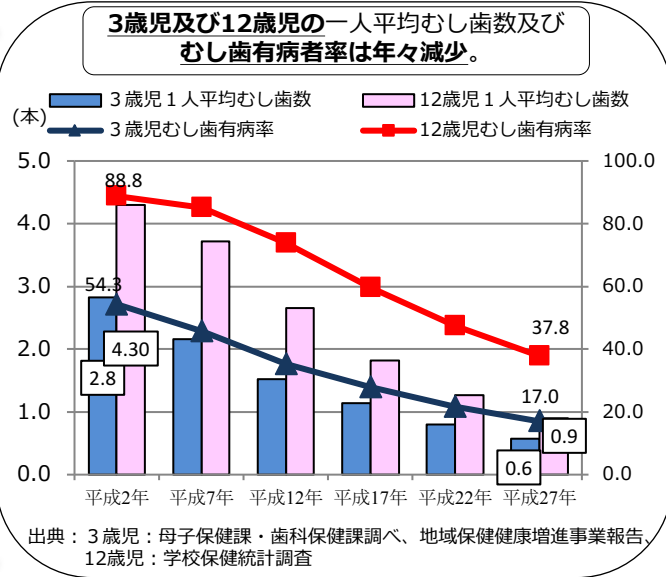
医療と介護の一体改革に係る今後のスケジュール



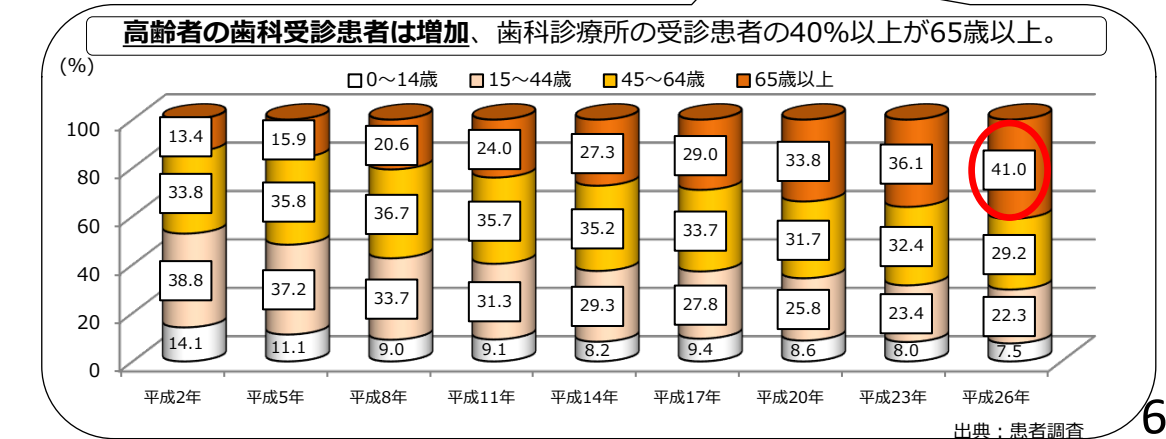
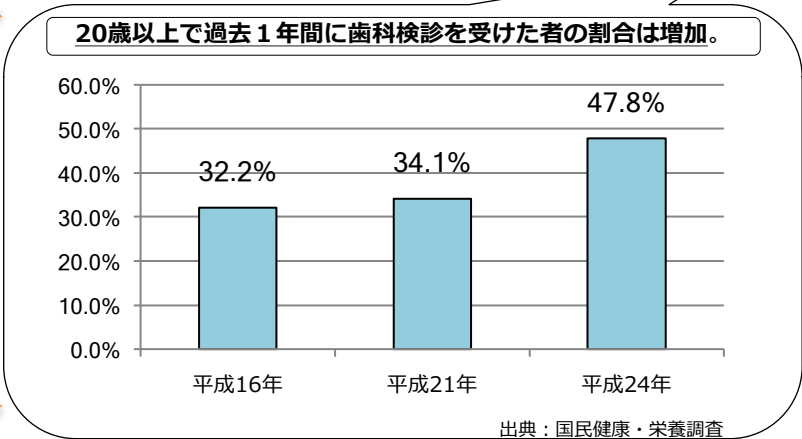
歯科保健を取り巻く状況について

- 小児のむし歯は減少している。また、歯が多く残っている高齢者は増加しており、これに伴い、高齢者における歯周病の罹患率が増加している。
- 成人において過去1年間に歯科検診を受けた者の割合は増加し、高齢化の進展に伴い、歯科診療所を受診する高齢者は増加している。

口腔内の状態

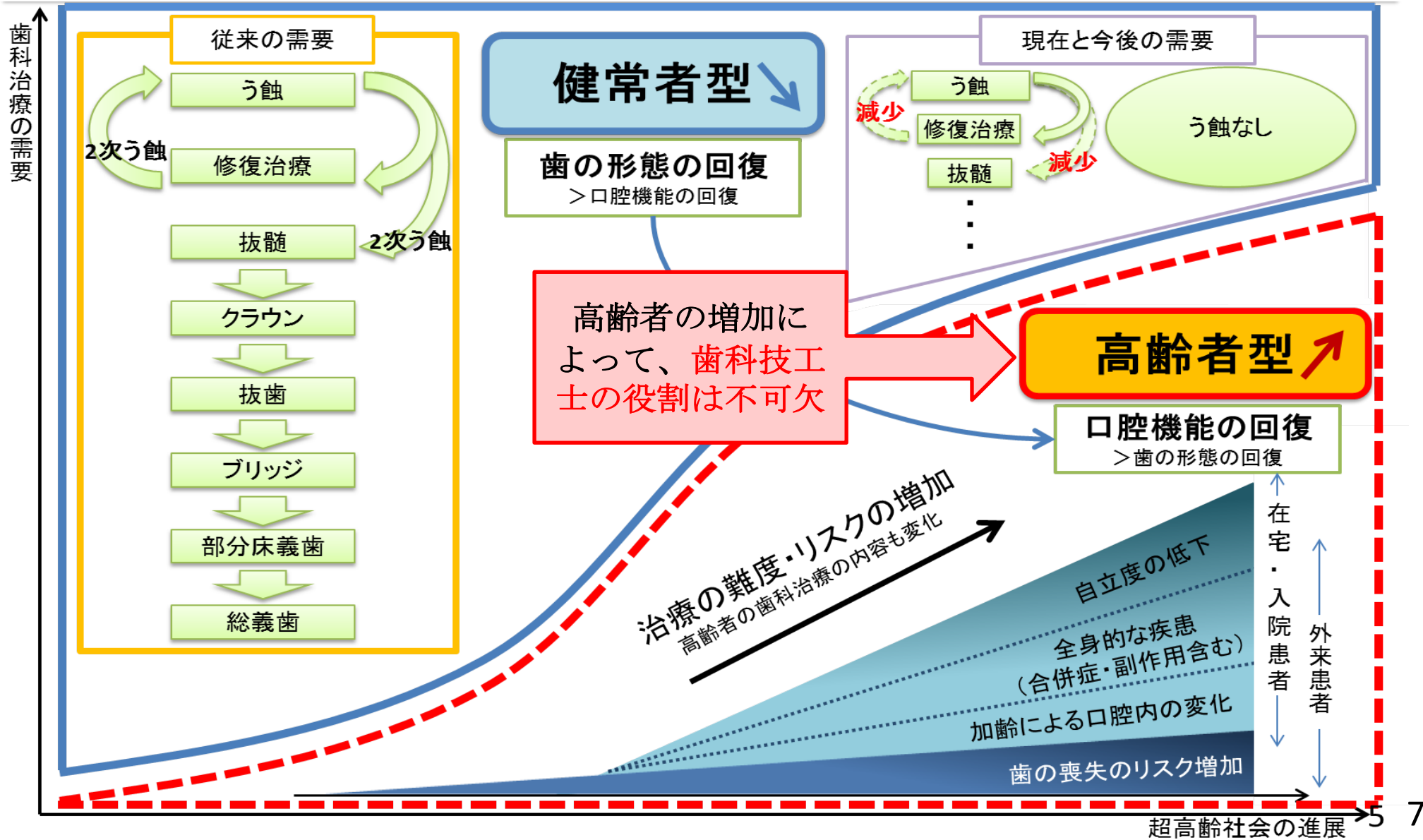


歯科受診の状況



歯科治療の需要の将来予想 (イメージ)

- 少子高齢化の進展や、歯科疾患の罹患状況の変化に伴い、これまでの歯の形態の回復を主体とした、いわゆる「健常者型」の歯科治療の需要は減少し、全身的な疾患を有するなど治療の難度・リスクの高い、いわゆる「高齢者型」の歯科治療の需要が増加することが予想される。



歯科技工士について

就業歯科技工士について

- 就業歯科技工士数は微減傾向であり、平成26年は34,495人（対H24：118人減）
- 就業場所別では、歯科技工所が約7割、病院・診療所が約3割

○就業歯科技工士数の年次推移

平成14年	16年	18年	20年	22年	24年	26年
36 765	35 668	35 147	35 337	35 413	34 613	34 495

(単位：人)

○就業場所別にみた就業歯科技工士（平成26年）

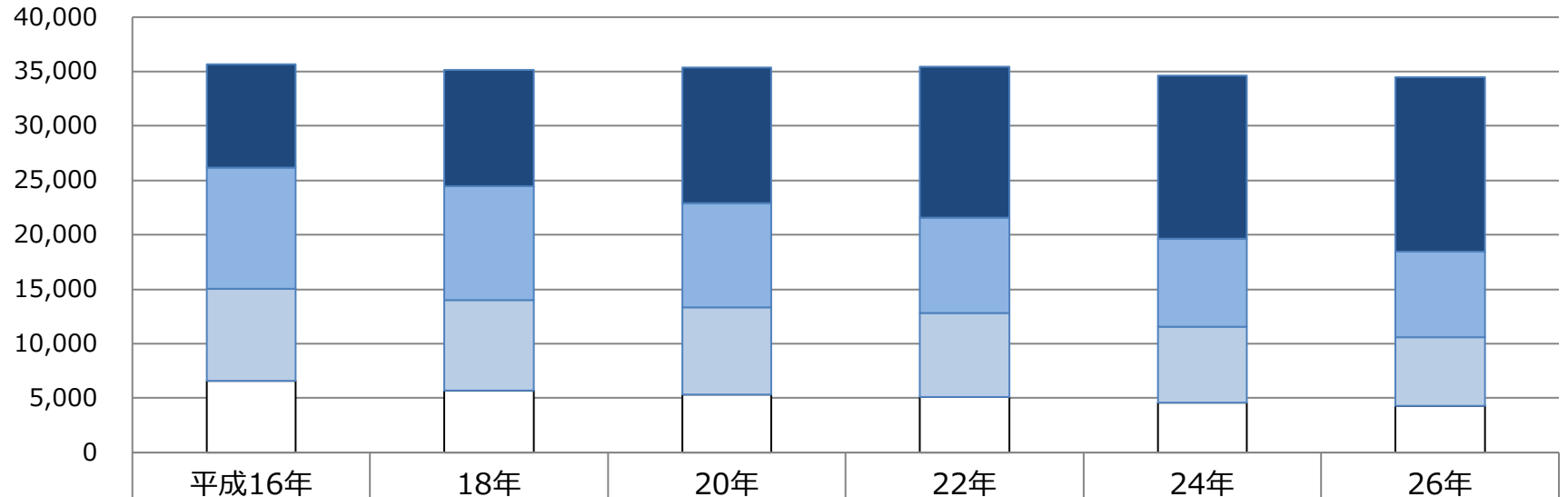
	歯科技工士（人）	構成割合（%）
総数	34,495	100.0
技工所	24,425	70.8
病院・診療所	9,630	27.9
その他	440	1.3

(出典：衛生行政報告例)

就業歯科技工士（年齢階級別）の年次推移

○就業歯科技工士のうち**50歳以上の者は増加傾向であり平成26年で46.6%**

(人)

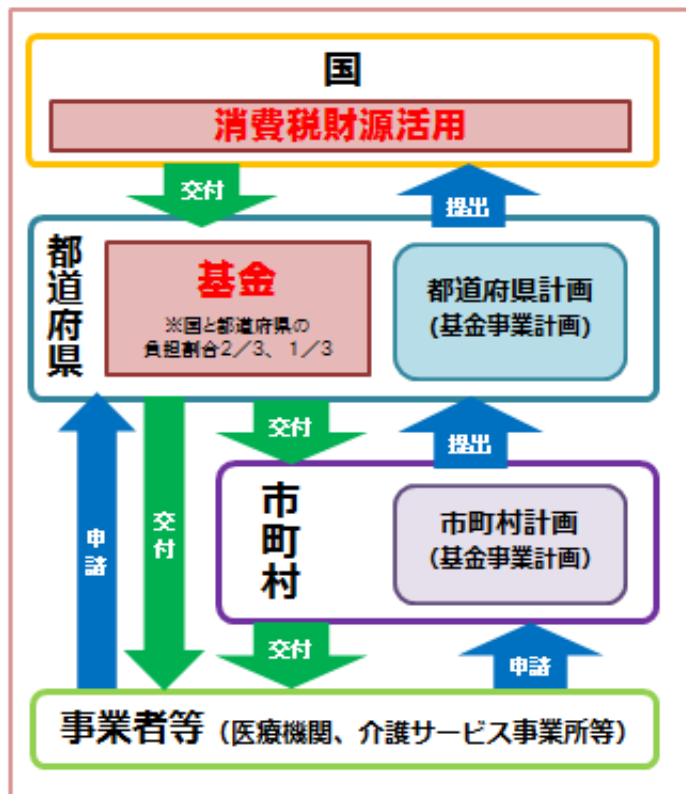


	平成16年	18年	20年	22年	24年	26年
■ 50歳以上	9,496	10,651	12,411	13,811	14,950	16,068
■ 40～49歳	11,116	10,506	9,606	8,770	8,128	7,859
■ 30～39歳	8,438	8,282	7,963	7,718	6,933	6,315
□ 29歳未満	6,618	5,708	5,357	5,114	4,602	4,253
合計	35,668	35,147	35,337	35,413	34,613	34,495

(出典：衛生行政報告例)

歯科技工士の確保対策（地域医療介護総合確保基金の活用）

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題。
- このため、消費税増収分を活用した新たな財政支援制度（地域医療介護総合確保基金）を創設し、各都道府県に設置。各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施。



都道府県計画及び市町村計画（基金事業計画）

- **基金に関する基本的事項**
 - ・公正かつ透明なプロセスの確保（関係者の意見を反映させる仕組みの整備）
 - ・事業主体間の公平性など公正性・透明性の確保
 - ・診療報酬・介護報酬等との役割分担
- **都道府県計画及び市町村計画の基本的な記載事項**
 - 医療介護総合確保区域の設定※1 / 目標と計画期間（原則1年間） / 事業の内容、費用の額等 / 事業の評価方法※2
 - ※1 都道府県は、二次医療圏及び老人福祉圏を念頭に置きつつ、地域の実情を踏まえて設定。市町村は、日常生活圏を念頭に設定。
 - ※2 都道府県は、市町村の協力を得つつ、事業の事後評価等を実施。国は都道府県の事業を検査し、基金の配分等に活用。
- 都道府県は市町村計画の事業をとりまとめて、都道府県計画を作成

地域医療介護総合確保基金の対象事業

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業(※)
- 2 居宅等における医療の提供に関する事業(※)
- 3 介護施設等の整備に関する事業(地域密着型サービス等)
- 4 医療従事者の確保に関する事業(※)
- 5 介護従事者の確保に関する事業

※ 基金の対象事業は、平成26年度は医療を対象として1、2、4を、平成27年度以降は介護を含めて全ての事業とする。

○地域医療介護総合確保基金における事業例（歯科技工士関連事業を抜粋）

事業例	事業の概要
歯科医師、歯科衛生士、 歯科技工士 の確保対策の推進	歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士を確保するため、出産・育児等の一定期間の離職により再就職に不安を抱える女性歯科医師等に対する必要な相談、研修等を行うための経費に対する支援を行う。
歯科衛生士・歯科技工士養成所の施設・設備整備	歯科衛生士、歯科技工士の教育内容の充実、質の高い医療を提供できる人材を育成するために必要な施設・設備の整備を行う。

歯科技工技術の近代化（I T 技術を活用した新たな歯科技工物等の製作）

<概要>

- 平成26年診療報酬改定により、小臼歯部を対象としてプラスチック系材料を用いた場合に限り、保険診療に使用することが可能となった。
※一般には自由診療で行われており、当該技術にはセラミクス系材料が用いられている。
- 製作には上記に示すコンピュータ支援設計・製造ユニット（歯科用CAD/CAM装置）を導入する必要があり、設備投資が必要である。

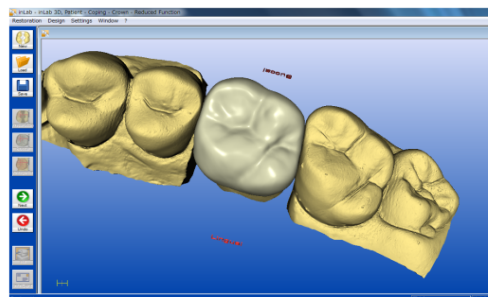
CAD/CAM（Computer-Aided-Design/Computer-Aided Manufacturing）を活用したクラウンの製作



従来の金属冠

CAD/CAM冠

口腔内に装着



PC上で設計（CAD）

設計に基づき削り出し（CAM）

歯科技工士関連予算（歯科補てつ物製作過程等の情報提供推進事業）

平成29年度予算：2,075千円（新規）

【目的】

- ・義歯などの歯科補てつ物については、歯科医療機関内又は歯科技工所において製作されるが、後者については、外部に作製が委託されることから、納品された歯科補てつ物が、患者自身でどこの技工所で誰が製作したかなどの情報が把握できない。
- ・このため、患者に対して歯科補てつ物に関する情報を院内掲示等により情報提供することで、安全・安心な歯科医療の提供に資するものか、検証を行うものである。

一般的な歯科補てつ物の製作過程（歯科技工所に製作を委託する場合）



歯科技工指示書による製作委託

患者に対して、

- ・ 作製する歯科技工所
- ・ 作製する歯科技工士
- ・ 作製工程

等について、

院内掲示やリーフレットの配布等により
情報提供を行う

イメージ
当医院で製作した歯科補てつ物について

- ・ 当該医院で作製された
- については、下記の歯科技工士が製作しています



- の作製工程
- 1.
- 2. ××××
- 3. △△△△

歯科技工士に関する制度推進議員連盟について

- 1 歯科技工士国家試験の全国統一化について
- 2 歯科技工士における医療職俸給表（二）初任給基準表の改正について
- 3 歯科技工士教育等の現状の課題について

歯科技工士に関する制度推進議員連盟

○目的

歯科技工士会に関する課題の解決の為に、2013年5月に発足。

○役員

顧問 伊吹 文明 衆議院議員
会長 上川 陽子 衆議院議員
幹事長 橋本 岳 衆議院議員
筆頭幹事 福岡 資麿 参議院議員
事務局長 松本 洋平 衆議院議員
事務局次長 石川 昭政 衆議院議員

○これまでに開かれた総会

2013年5月21日	第1回総会
2013年5月31日	第2回総会
2013年6月14日	第3回総会
2013年12月4日	第4回総会
2014年4月7日	第5回総会
2014年6月20日	第6回総会
2014年11月17日	第7回総会
2015年3月30日	第8回総会
2016年5月31日	第9回総会
2016年11月7日	第10回総会
2017年6月14日	第11回総会

1 歯科技工士国家試験の全国統一化について

歯科技工士国家試験の経緯

～昭和57年

- 各都道府県が独自に実施、免許権者は都道府県知事

昭和57年～

- 歯科技工士法改正により、免許権者が都道府県知事から厚生大臣（現：厚生労働大臣）になる
- 試験に関しては、実技試験があるために当面の間、経過措置として都道府県知事が実施

平成21年～

- 複数の自治体で共同して試験問題を作成・出題しても可能とする旨を平成20年に通知、平成21年試験より実施可能となる
＜参考：平成24年～大阪府、京都府、滋賀県が共同して試験問題を作成・出題＞

平成22年～

- 歯科技工士法改正により「歯科技工士試験」の名称が「歯科技工士国家試験」に変更

平成23年

- 「歯科技工士国家試験の全国統一化に関する要望書」が厚生労働大臣宛に提出

「歯科技工士国家試験の全国統一化に関する要望書」(抜粋)

日本歯科医師会会長・日本歯科技工士会会長・全国歯科技工士教育協議会

歯科技工士国家試験につきましては、実技試験を実施するため、現在も各都道府県において実施されているところですが、各都道府県間における問題や判定による教育レベルの均一化を図ることによって、国民に安全で安心な歯科医療を提供していく観点から、歯科技工士国家試験における実技試験を代替する手段として、実技能力の評価を全国統一化の国家試験とは別の方式で担保することを前提としたうえで、歯科技工士国家試験における全国統一化について要望いたします。

平成26年

- 平成24年に厚生労働省が「歯科専門職の資質向上検討会」を設置し、歯科技工士国家試験の全国統一化に向けた報告書を取りまとめ
※この間、歯科技工士議連を定期的に開催し、議題として取りあげて意見交換を実施

平成27年

- 歯科技工士法改正により、平成28年歯科技工士国家試験から全国統一試験と実施

歯科技工士国家試験の全国統一化（歯科技工士法の改正）

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により、歯科技工士法について以下のよう
に改正された（平成27年4月1日施行）

1. 歯科技工士国家試験の全国統一化をするための改正

- 昭和57年の歯科技工士法の一部改正により、歯科技工士免許が都道府県知事免許から厚生大臣免許（現在は厚生労働大臣免許）になったが、歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が行うこととされた。
- 近年、インプラントやCAD/CAM等の精密な技術が必要とされる歯科技工物の需要が増加しているが、地域によってはこのような高度な技術に係る試験問題を作成できる試験委員を確保し、出題することが困難な状況になっている。

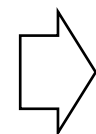


歯科技工士法の改正

歯科技工士の養成施設の所在地の都道府県知事が各々国家試験を行うのではなく、**国が実施するよう**歯科技工士法を改めた。

2. 試験実施体制等

- 歯科技工士国家試験の全国統一化に際し、現行は各都道府県が行っている試験問題の作成、採点その他の試験の実施に関する事務を、国が行う必要があるが、行政組織の拡大を図ることは、今般の行政改革の観点からは適当ではないと考えられる。
- 歯科衛生士等については、試験の実施に関する事務、登録に関する事務等について、指定試験機関、指定登録機関で実施されている。



厚生労働大臣が実施する**歯科技工士国家試験を指定試験機関においても実施できるよう**、歯科技工士法を改めた。

歯科技工士の登録の実施等に関する事務を指定登録機関においても実施できるよう、歯科技工士法を改めた。

3. スケジュール

- 平成27年4月1日 : 改正歯科技工士法の施行
- 同年 6月1日 : 指定試験機関及び指定登録機関の指定（一般財団法人 歯科医療振興財団）
- 平成28年2月28日 : **歯科技工士国家試験の実施**

2 歯科技工士における

医療職俸給表（二）初任給基準表の改正について

厚生労働大臣あて要望書

厚生労働大臣あて要望書 「歯科技工士の抱える当面の課題の解消に向けての要望書」

歯科技工士に関する制度推進議員連盟(平成25年6月14日)

歯科技工士国家試験の全国統一化を図るため、歯科技工士法の一部改正等を実施するとともに、「医療職俸給表(二)初任給基準表」の学歴免許等及び初任給について、現状に即した改正を早期に実施されることを要望いたします。

厚生労働大臣あて要望書 「歯科技工士における初任給基準表適用についての要望書」

歯科技工士に関する制度推進議員連盟(平成26年7月29日)

歯科技工士の教育につきまして、医療の高度化、多様化に伴い専門性の高い教育が求められていることから、3年制養成所、4年制大学による教育がなされているところです。歯科技工士の初任給基準表の学歴免許等及び初任給については、平成25年6月14日付け要望書により現状に即した改正の早期の実施を要望したところですが、現状より一歩でも前進させるために先ずは通過点として以下の事項を改めて要望いたします。

記

歯科技工士の学歴免許等と初任給について、

- 1、 現状に即し、「短大3卒」を新設
- 2、 「高校卒」の削除

以上

人事院事務総局給与局長あて要望書

人事院事務総局給与局長あて要望書

「歯科技工士の初任給基準表適用の改正について(要望)」

厚生労働省大臣官房長

厚生労働省医政局長

(厚生労働省発人0729第1号、医政発0729第1号、平成26年7月29日)

貴職におかれましては、かねてより、厚生労働行政に従事する職員の処遇改善にご尽力いただき感謝申し上げます。

社会経済情勢の変化に伴う行政需要の多様化、高度化に対応し、国民の行政に対する要請と負託に応えていくためには、公務能率の一層の増進に努めるとともに、公務に優秀な人材を確保し、職員の士気の高揚を図ることが必要である。

業務に従事する職員の給与改善等については、「厚生労働行政の業務に従事する職員の給与改善等について」(平成25年7月23日付厚生労働省発人0723第1号)により要望しているところであり、歯科技工士においては、本来の修業年限を超えた大学等の教育課程を経て資格を取得している者が存在していることから、初任給基準において、適正な評価に基づく所要の改善を図ることが適当であると考えている。

さらに今般、公益社団法人日本歯科技工士会等から要望を受けたことから、下記のとおり適切な措置を講じられるよう改めて要望する。

記

- 1 歯科技工士の学歴免許等と初任給について、現状に即し、「短大3卒」を新設すること。
- 2 歯科技工士の学歴免許等の「高校卒」を削除すること。

以上

歯科技工士に係る制度改正 2

(歯科技工士における医療職俸給表 (二) 初任給基準表の改正について)

人事院規則九一八 (初任給、昇格、昇給等の基準) に定める医療職俸給表 (二) 初任給基準表が、下記のとおり改正。

職 種	学歴免許等	初任給	職 種	学歴免許等	初任給
歯科技工士	<u>短大卒</u>	1 級11号俸	歯科技工士	<u>短大 3 卒</u>	<u>1 級17号俸</u>
	<u>高校卒</u>	<u>1 級 1 号俸</u>		<u>短大 2 卒</u>	1 級11号俸
				<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>

公布日 平成27年 1月30日
施行日 平成27年 4月 1日

3 歯科技工士教育等の現状の課題について

厚生労働大臣あて要望書

厚生労働大臣あて要望書 「歯科技工士の抱える当面の課題の解消に向けての要望書」

歯科技工士に関する制度推進議員連盟(平成28年11月7日)

歯科保健医療に関する課題解決にむけて関係者間での協議が始まったところですが、歯科技工士を取り巻く厳しい現状を踏まえ、確かな改善を図るため、以下の事項について協議を加速し、早期に解決するよう要望いたします。

記

- 1、 診療報酬の歯科点数表第12部における「製作技工に関する考え方」の周知を含む、歯科技工士の評価
- 2、 歯科技工士学校養成所の修業年限の延長を含む、歯科技工士教育を取り巻く課題

以上

歯科技工士養成施設の視察

- 歯科技工士養成施設の教育について検討するにあたり、歯科技工士養成施設の教育の現場の実態を把握するため、以下の歯科技工士養成施設の視察を行い、教育機関側と歯科技工士教育について意見交換を行った。

- ▶ 日本歯科大学東京短期大学 歯科技工学科 (2年制短大)
(東京都千代田区富士見2-3-16)
- ▶ 愛歯技工専門学校 (2年制)
(東京都板橋区加賀1-16-6)

<参加者> 上川陽子会長、橋本岳幹事長、松本洋平事務局長、石川昭政事務局次長、宮下一郎衆議院議員、宮澤博行衆議院議員、前川恵衆議院議員

歯科技工士教育等の充実に関する要望書

平成29年2月8日

厚生労働大臣
塩崎 恭久 様
文部科学大臣
松野 博一 様

全

国歯科技工士教育協議会

会長 尾崎 順男
公益社団法人 日本歯科技工士会
会長 杉岡 範明
公益社団法人 日本歯科医師会
会長 堀 憲郎

歯科技工士教育等の充実に関する要望書

平素は、歯科技工士教育に対しまして各段のご支援、ご理解を賜りまして厚く御礼申し上げます。

歯科技工士国家試験は、平成28年2月28日に初めて全国統一試験として実施されたことを契機に、国家資格にふさわしい資質が担保されるものと確信いたしております。

一方で、教育内容は、歯科技工士学校養成所指定規則において、「学科目ごとの時間制」が採用され、11科目2,200時間以上の教授が定められています。全国歯科技工士教育協議会の調査では、各養成施設において2,500時間以上の講義と実習が行われているのが現状であり、さらに従来の教育内容に加えて、急速に進歩するCAD/CAM技工やインプラント技工などの新しい分野や訪問診療における歯科技工士

歯科技工士教育等の充実に関する要望書

(記)

- ・ 歯科技工士養成施設が特色かつ柔軟にカリキュラムが編成できるよう、速やかに教育内容の大綱化・単位制を導入し、また、最低限必要な知識・技能内容を見直すこと。

- ・ 修業年限についても、多様化する歯科技工業務に対応するため、歯科技工士の業務のあり方を含めた検討の場を来年度厚生労働省内に設置し、その議論の過程において、業務のあり方と歯科技工士養成課程の修業年限の延長とを関連付けて具体的に議論を行い、速やかに結論を得ること。

- ・ その他、歯科技工士教育を行う環境について、より現場に即した対応が図られるよう、歯科技工士養成施設における必要最低限の教員要件について、歯科医師のみならず歯科技工士であっても基準を満たせるよう所要の見直しを行うこと。その他1学級の定員についても見直しを検討すること。

- ・ 最後に、歯科技工士を取り巻く法令等が歯科技工士のみならず歯科医師に対しても理解が深められるよう、予算事業等を通じて継続した生涯研修を行うこと。

ご清聴ありがとうございました。

